

HPVワクチン東京訴訟 支援ネットワークニュース

No.4 2018年2月10日

HPVワクチン東京訴訟支援ネットワーク

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6F

城北法律事務所内

Facebookページ：<https://www.facebook.com/hpv.yakugai.tsn/>

E-MAIL：hpv_shien@yahoo.co.jp



HPV ワクチン東京訴訟 第5回期日

日時：2018年2月14日(水) 14:10~17:40

場所：東京地方裁判所 103号法廷

(報告集会：全日通霞ヶ関ビル)

裁判を傍聴し、原告本人と弁護団の意見陳述をお聞きください。

抽選により傍聴できなかった方には法定外企画として、原告本人と弁護士を囲む交流会が準備されています。

裁判所前リレートークから報告集会まで、都合がつくところにご参加ください。



■ 日程

リレートーク	14:10~	東京地裁正門前
傍聴抽選〆切	14:30	
口頭弁論	15:00~16:15	東京地裁 103号法廷
法廷外企画 交流会	15:15~	全日通霞ヶ関ビル 8階 大会議室 C
報告集会	17:00~17:40	全日通霞ヶ関ビル 8階 大会議室 C

■ 会場案内

- 東京地方裁判所 (千代田区霞が関 1-1-4) <http://www.courts.go.jp/tokyo/about/syozai/tokyotisai/>
丸の内線・日比谷線・千代田線 「霞ヶ関駅」 A1 出口から 徒歩1分
- 全日通霞ヶ関ビル (千代田区霞が関 3-3-3) <http://www.neu.or.jp/html/map/>
銀座線 「虎ノ門駅」 5・6・11 番出口から 徒歩5分



バレンタインデー街頭宣伝

裁判の前に街頭宣伝をおこないます。

日時 2018年2月14日(水) 12:30~13:30

場所 JR有楽町駅前広場(イトシア前)にて

地図 <https://goo.gl/maps/yUKqwGRTzHQ2>

**大切なのは
恋人 だけですか？**

ワクチン接種後に体調を崩して長期入院が必要になり、十分に学校に通うこともできなくなってしまった女性たちがいま

「最悪という会社を退社なら、彼等らの「お世直し」をやり直さなくてはならない。」

彼女たちは今日、バレンタインデーも苦しんでいます。

本日2月14日は、HPVワクチン薬害東京訴訟の第5回弁論期日です。



今、HPV ワクチン問題で起きていること

健康だった女性たちの日常を奪った HPV ワクチン。当初より被害者連絡会の一員としてこの問題に取り組んできました。

約 340 万人が接種したうち、厚労省への副反応報告は 3,130 件もあり、その内重篤は 1,784 件。ところが救済されたのは、わずか 295 人です。

HPV ワクチンには想像もできない副反応があることは、あまり知られていません。一人が 30~40 の症状を抱え、日ごとに症状が変わるといふのは、これまでにない HPV ワクチン接種者特有の症状です。

● 厚労省リーフレットの問題点

本年 1 月 18 日厚労省はリーフレットを改定。しかし重大な欠陥があり情報提供としても不適切なため、弁護団は全面修正を求める緊急要望書を厚労大臣に提出しました。

その問題点は

1. 様々な副反応症状が説明されていない。
2. 「1 か月以内に副反応は生じる」と表記しているが、1 か月以上たってから出る例は多数あり、1 年

以上の場合もあります。

3. 「接種歴のない人でも多様な症状を有する人が一定数いる」とあるが、HPV ワクチン被害のような激甚な症状ではありません。
4. HPV ワクチンの有効期間は科学的に証明されていないが、あたかも免疫が一生続くかのように過大に評価しています。

昨年 11 月に発表されたリーフレット案では学習障害・記憶障害の表記を削除。その後、医療者向けで表記は戻ったものの、接種希望者・接種者向けのリーフレットには記載がありません。学習障害・記憶障害等の説明責任は医療者にあるということでしょうか。副反応が起こった場合、医療者と保護者へ責任を転嫁する意図か？と考えるのは穿ちすぎでしょうか。



(千葉県佐倉市市議会議員 伊藤とし子)

ブログ「[伊藤とし子のひとりごと](#)」より

● 第3回 支援ネット例会のご案内

日時 2018年 2月22日(木) 18:30~20:30

場所 日本民主法律家協会会議室

(メトロ新宿御苑駅すぐ)

<http://www.jdla.jp/image/map.gif>



1 月 19 日の第 2 回例会 (城北法律事務所)

HPV ワクチンは、子宮頸がん予防をめざして接種し、多くの被害が発生しました。全身の痛み・震え・歩行困難・感覚過敏・記憶障害など様々な症状が重なり、今でも苦しむ被害者がいます。

2013年に接種の積極的勧奨が中止になりましたが、国と製薬企業が責任を認めないため、原因解明・賠償・再発防止を求めて、2016年7月から、東京・名古屋・大阪・福岡で裁判を続けています。

支援ネットへ 入会をお願いします

● 入会申込み WEB 入力フォーム

<https://goo.gl/forms/IJmdrsiNu4EkaELO2>

● 会費送金先

年会費は 1 口 1000 円以上(任意)

- ・郵便振替 記号番号 00140-7-696944 HPV ワクチン東京訴訟支援ネットワーク
- ・ゆうちょ銀行 店番 018 口座番号 8055797 (普通預金)

